

○ 公共工事標準請負契約約款 [昭和25年2月21日中央建設業審議会決定]

改正案	現行
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p><b>71</b> <u>ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

○ 民間建設工事標準請負契約約款(甲) [昭和26年2月14日中央建設業審議会決定]

改正案	現行
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させることはできない。</p> <p><b>71</b> <u>承諾を行う場合としては、たとえば、乙が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承継させることはできない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>